

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公開番号】特開2011-181362(P2011-181362A)

【公開日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2011-037

【出願番号】特願2010-44928(P2010-44928)

【国際特許分類】

H 01 H 37/76 (2006.01)

【F I】

H 01 H 37/76 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月18日(2013.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弹性体で付勢した可動導体と、一対のリード端子と、前記可動導体と前記リード端子とを接合して前記可動導体を固着する可溶体と、前記可動導体に熱結合させた発熱素子と、前記発熱素子に通電するための第3のリード端子と、これらを収納する絶縁ケースとを有し、前記可溶体の溶融温度で前記接合が溶融することで、前記弹性体の付勢力で前記可動導体を動かして回路を遮断する温度ヒューズであって、前記可動導体と前記リード端子の表面が平坦であり、それぞれの平坦面を互いに重ね合わせて接合することを特徴とする保護素子。

【請求項2】

前記弹性体は、コイルばね、板ばね、皿ばね、リングスパンからなるばね材、および、耐熱エラストマースプリングの群から選ばれる少なくとも1つのスプリングであることを特徴とする請求項1に記載の保護素子。

【請求項3】

前記発熱素子は、抵抗素子またはPTCサーミスタを使用したことを特徴とする請求項1に記載の保護素子。

【請求項4】

前記弹性体は、導電性ばね材であることを特徴とする請求項1に記載の保護素子。

【請求項5】

前記絶縁ケースは絶縁台座と絶縁カバーとからなり、前記絶縁台座のリード端子取り付け部と、前記絶縁台座のばね取り付け部とに、位置決めのための突起部またはアライメント突起を設け、さらに前記絶縁カバー側面にリード端子を固定するためのガイドスカートを設けたことを特徴とする請求項1に記載の保護素子。

【請求項6】

前記絶縁ケースは絶縁台座と絶縁カバーとからなり、前記リード端子と前記絶縁台座と前記絶縁カバーとに貫通孔を設け、前記リード端子と前記絶縁台座および前記絶縁カバー、または前記リード端子と前記絶縁台座とを、前記貫通孔にリベットを挿通し鉛着して一体に組み立てたことを特徴とする請求項1に記載の保護素子。